

意見書案第2号

手話言語法（仮称）制定を求める意見書

手話言語法制定を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成26年6月27日提出

提出者	新城市議会議員	中	西	宏	彰
	〃	下	江	洋	行
	〃	滝	川	健	司
賛成者	新城市議会議員	鈴	木	達	雄
	〃	加	藤	芳	夫
	〃	白	井	倫	啓

理 由

この案を提出するのは、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に示し、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」の制定を国へ要望する必要があるからである。

手話言語法（仮称）制定を求める意見書

手話は、伝えたい内容を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使い相手に伝える独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

平成18年12月に国連総会において採択された障害者の権利に関する条約において、「言語」とは、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知された。わが国では、障害者の権利に関する条約の批准に向けて国内法の整備を進めており、また、平成23年8月に改正された「障害者基本法」の第3条には「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は、言語に含まれることが明記された。さらに、同法第22条では国及び地方公共団体に対して、障害者の意思疎通のための情報確保の施策を義務づけていることから、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に示し、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要である。

よって本議会は、国において、「手話言語法（仮称）」を制定するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

愛知県 新城市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

厚生労働大臣